

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿
(閉会中)

委員会名	議会広報特別委員会			
開会日時	2024年5月13日 09時00分 開会			
	2024年5月13日 14時19分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	委員定数5名中、出席者5名			
出席委員	新田 和明	田邊 介三	—	
	南澤 克彦	山本 数博	宍戸 邦夫	
	—	—	—	
議 長	—	—	—	
欠席委員	—	—	—	
出席した事務局職員	主事	實村 峻	—	—
付議事件	(1) 議会だより第81号の編集について (2) 予算執行に係る課題整理について			

1. 経過

【開会 09:00】

○開会挨拶

○新田委員長 開会する。

(1) 議会だより第81号の編纂について

議会だより第81号の編纂についてを議題とする。

議会だより第81号の編纂および校正について行う。

南澤委員よりレイアウト構成の案が提示され、全ページのレイアウト構成を協議。

休憩 10:28～10:38

11:24～11:34

決定事項は以下のとおり

予算決算常任委員会（修正案の議論）のページに、YouTubeのQRコードを挿入する。（修正案の提出に係る部分から再生されるよう調整）

P16から最終ページの3回目の校正確認は、次回の委員会で行うことを決定。

(2) 予算執行に係る課題整理について

予算執行に係る課題整理についてを議題とする。

4月12日に開催した議会広報特別委員会で次回以降の協議としていた、予算保留に対する対応と課題整理について委員会内で協議を実施。

協議結果は以下のとおり

①通知内で示された是正措置について

従前行っていた執行部によるチェックを行う必要があると委員会内での結論となる。

しかし、この問題は議会全体の問題であることから、全議員にどのような考えがあるか意見を伺う必要があるとの結論になる。また、執行部にチェックを依頼するのであれば、市長の許可なしに発行は認めないとの市長の考えが明らかになっており、市長の許可がないと発行できないという条件は議会の自律権に反しており、この条件は受け入れられないと委員会内での認識が一致する。数字や執行部答弁の正確性を担保する上で、今後の方向性として議員の意見を伺う必要があるとの結論となる。

②紙媒体での発行ができない状況だが、委員会内ではインターネットを活用し、議会だよりを発行する必要があると確認。しかしチェック体制が構築されていない以上、同じように指摘をされる可能性ある。第78号以降はチェック体制を構築しないまま発行をしている。第81号に関してはインターネット上へ掲載し発行を行ってよいか全議員へ諮る必要があるとの認識を確認。

③紙媒体発行で必要とする予算について、3月定例会の議員発議で「議会だより」

発行に伴う修正予算が上程され賛成多数で可決された。これにより予算化はできたが、市長より修正予算の議決を違法として再議が提出された。結果、議決に「違法性はない」との判断（賛成多数）となったが、市長はこれを不服とし

県に審査を申し立てた。県の裁定がでないと状況によっては予算がなくなる可能性があるため、裁定ができるまでは、印刷製本を行う業者の決定、契約、発注はできないとの認識を確認。

以上の3点を次回開催の全員協議会で協議したい旨を確認し、議長へ報告することとした。

○新田委員長 以上で本日の委員会を閉会する。

【閉会 14:19】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長